

募集要領

1. 件名 市之井手浄水場ほか運転等管理委託

2. 目的

松山市の上水道、簡易水道及び工業用水道（以下「水道等」という。）の運転管理・保守管理業務の委託について、民間事業者の創意工夫や高い技術力、業務遂行能力を活用し効率的な運用を行い、より安全で安心できる水の安定供給を行うため事業者を選定するものである。

3. 業務内容

業務内容は、次に掲げるものとし、詳細については基本仕様書及び特記仕様書等による。

- (1) 市之井手浄水場及び垣生浄水場における上水道事業、北条地区簡易水道事業、工業用水道事業に関する施設の運転管理、保守管理、緊急時対応その他必要な業務
- (2) 小修繕業務
- (3) 調達管理業務
- (4) 水道資料館管理運営業務
- (5) 事務業務等

4. 履行期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

（契約締結の翌日から平成29年3月31日までは引継期間とする。）

5. 履行場所 市之井手浄水場ほか

（詳細は特記仕様書「4. 委託施設一覧」による。）

6. 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約

7. 提案限度価格 1,650,000千円（消費税及び地方消費税を含まない。）

8. 参加資格要件

本募集要領の公告日において、次のすべての要件を満たしている者であること。

- (1) 法人格を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの開始申立てをしている者でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条

第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。))若しくは暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等(同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。))を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者をいう。)、又はこれらの者又はこれらの者でなくなった日から5年を経過しない者を役員等、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。

(6) 松山市公営企業局委託業務競争入札参加者資格審査における「運転管理」に登録があること。

(7) 松山市若しくは松山市公営企業局の入札参加資格停止の措置を受けている者でないこと。

(8) 松山市若しくは松山市公営企業局の業務委託(建設工事に係る業務委託を除く。))の入札参加資格回避の措置を受けている者でないこと。

9. 募集要領等の配布

(1) 期 間 平成28年5月30日(月)から平成28年6月30日(木) 17時まで

(2) 場 所 松山市溝辺町65番地
松山市公営企業局 管理部 浄水管理センター(市之井手浄水場内)

(3) 方 法 配布場所にて直接受渡し
※配布時間は9時~17時(土日を除く。)
※募集要領、基本仕様書、評価基準書は松山市ホームページで閲覧可能

(4) 配布資料 電子データ(CD-R)
・ 募集要領 ・ 様式集
・ 評価基準書 ・ 基本仕様書
・ 特記仕様書 ・ 資料集

10. 評価基準 評価基準書(別紙)のとおり

11. 選考方法

- (1) 委託事業者は、公募型プロポーザル方式(価格評価型)により選考する。
- (2) 委託事業者は、選考委員会の評価に基づき松山市公営企業管理者が決定する。
- (3) 選考は、評価基準書に基づき提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングにより行う。
- (4) 選考の結果、評価点の合計が最も高いものを優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順次、随意契約の交渉を行う。
- (5) 評価点の合計が同点の場合は、選考委員の多数決により選考する。
- (6) 選考結果は参加者すべてに通知する。
- (7) 参加者が1者のみの場合も評価を行い、最低水準点を設けた提案項目において各選考委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば特定する。

1 2. 選考委員会の構成

選考委員会は職員5名で構成する。なお、外部の有識者（2名）を置き、意見を求めるものとする。

1 3. 募集要領に関する質問・回答・公表

(1) 受付期間 平成28年6月13日（月）から平成28年7月14日（木）17時まで

(2) 受付方法

「募集要領」等に関する質問書（様式第1号）に必要事項を簡潔にまとめて記載し、電子メールで提出するものとする。（電話・来訪・FAXにおける口頭等での質問は受けない。）

電子メールのタイトルは「運転等管理委託（質問）会社名」とし、電子メール送信後、事務局まで送信した旨の電話をすること。

なお、質問は、参加表明書、提案書等の記載方法及び募集要領、仕様書の内容に関するものに限る。

(3) 回答及び公表

平成28年8月1日（月）までに質問者に電子メールで回答するとともに、松山市ホームページで公表する。

(4) 電子メールアドレス KG-JOUSUI@city.matsuyama.ehime.jp

1 4. 現地見学会参加申込書の提出

(1) 提出期限 平成28年6月13日（月）から平成28年6月30日（木）17時必着

(2) 提出書類 現地見学会参加申込書（様式第2号）を提出すること。

(3) 提出部数 1部（正本1部のみ）

(4) 提出場所 松山市溝辺町65番地

松山市公営企業局 管理部 浄水管理センター（市之井手浄水場内）

(5) 提出方法 持参又は郵送等（信書の郵送に適する方法）

※持参の場合は9時～17時（土日を除く。）

1 5. 参加表明書の提出

(1) 提出期限 平成28年7月11日（月）から平成28年7月15日（金）17時必着

(2) 提出書類 参加表明書（様式第3号）を提出すること。

(3) 提出部数 1部（正本1部のみ）

(4) 提出場所 松山市溝辺町65番地

松山市公営企業局 管理部 浄水管理センター（市之井手浄水場内）

(5) 提出方法 持参又は郵送等（信書の郵送に適する方法）

※持参の場合は9時～17時

1 6. 提案書等の提出

(1) 提出期限 平成28年8月1日（月）から平成28年8月8日（月）17時必着

(2) 提出書類 提案書届出書（様式第4号）、プレゼンテーション及びヒアリング出席者報

告書（様式第5号）、提案書（様式第6-1号～様式第14-2号）を提出すること。

- (3) 提出部数 提案書届出書 1部（正本1部のみ）
 プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書 1部（正本1部のみ）
 提案書 10部（正本1部、副本9部）
- (4) 提出場所 松山市溝辺町65番地
 松山市公営企業局 管理部 浄水管理センター（市之井手浄水場内）
- (5) 提出方法 持参又は郵送等（信書の郵送に適する方法）
 ※持参の場合は9時～17時（土日を除く。）

17. 提出書類

番号	提出書類名	提出上の注意
1	参加表明書 （様式第3号）	印鑑は平成28年度松山市公営企業局委託業務競争入札参加者資格で松山市公営企業局に届け出ている使用印鑑を押印すること。
2	提案書届出書 （様式第4号）	同上
3	プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書 （様式第5号）	同上
4	提案書 （様式第6-1号～様式第14-2号）	<p>正本の提案書は、表紙に2. 提案書届出書（様式第4号）を使用し、事業者名及び提出日を記載のうえ、提出すること。</p> <p>副本の提案書は、事業者名のわかるものは除外し、提出すること。</p> <p>提案書は、日本語を使用し、日本工業規格A4版縦置き横書左綴りで作成し、1冊にまとめたものを指定部数提出すること。</p> <p>提案書は、A4版両面印刷とし、フォントサイズは10.5ポイントを使用すること。</p> <p>提案書は、各様式毎に6ページ以内で記入すること。</p> <p>図表等を添付する場合は、A4版片面印刷またはA3版片面印刷折り閉じとし、各様式毎に3ページ以内とすること。</p> <p>各様式の記入枠が不足する場合、枠を適宜広げて記入すること。</p> <p>提案書のボリュームは評価の対象としないため、できる限り簡潔・明瞭にまとめ、資料を添付する場合は過大なものにならないようにすること。</p> <p>提出後の書類の差し替え、修正、追加は認めない。ただし、選考委員会から要請のあったものについてはこの限りでない。</p>

18. 現地見学会の実施

- (1) 実施日時 平成28年7月7日・8日【予定】
- (2) 実施場所 市之井手浄水場ほか
※詳細な実施場所については、後日、別途通知する。
- (3) 実施時間 9時～17時（昼休憩 12時～13時予定）
- (4) 出席者 1者につき現地見学会参加申込書に記載した1日3名までとする。
- (5) 留意事項 資料は各自で持参するものとする。
複数施設見学するため、移動手段を用意すること。
※詳細な留意事項については、後日、別途通知する。

19. プレゼンテーション及びヒアリングの実施

- (1) 実施日時 平成28年8月下旬【予定】
- (2) 実施場所 詳細な実施場所については、後日、別途通知する。
- (3) 実施時間 1者につき1時間程度
プレゼンテーション 30分以内
ヒアリング 20分程度
- (4) 出席者
 - ①プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書に記載した6名までとする。
 - ②業務開始時に総括責任者となる予定の者は出席すること。
- (5) 留意事項

プレゼンテーションは、提出した提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上でパソコン・プロジェクター等による説明は許可する。この場合、スクリーンは松山市公営企業局が用意するが、パソコン・プロジェクター等は入札参加者が用意すること。

なお、プレゼンテーション及びヒアリングは個別に行い、非公開とする。

20. スケジュール

日 付	内 容
平成28年5月30日（月）～平成28年6月30日（木）	募集要領等の配布
平成28年6月13日（月）～平成28年6月30日（木）	現地見学会参加申込受付期間
平成28年6月13日（月）～平成28年7月14日（木）	質問書受付期間
平成28年7月7日（木）・8日（金）	現地見学会
平成28年7月11日（月）～平成28年7月15日（金）	参加表明書受付期間
平成28年7月（下旬）予定	参加資格審査通知
平成28年8月1日（月）～平成28年8月8日（月）	提案書受付期間
平成28年8月（下旬）予定	プレゼンテーション・ヒアリング
平成28年9月（下旬）予定	優先交渉権者決定・公表
平成28年11月（月上旬）予定	業務委託契約締結・公表
契約締結日の翌日～平成29年3月	業務引継及び習熟期間

2 1. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 募集要領に違反した場合。
- (3) 公正を欠いた行為があったとして選考委員会が認めた場合。
- (4) 提出書類に不備・錯誤があり、選考委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合。
- (5) 提案価格が提案限度価格を超えていた場合。
- (6) 正当な理由なくプレゼンテーション及びヒアリングに応じなかった場合。
- (7) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合。
- (8) 最低水準点を設けた項目において、各選考委員の評価点の平均点が最低水準点に満たない場合。
- (9) コンソーシアム若しくは複数の業者による連合体で書類を提出した場合。

2 2. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選考委員会から要請のあったものについてはこの限りでない。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 採用された提案書等の著作権は松山市公営企業局に帰属する。
- (5) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 提出された提案書等は、松山市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (7) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (8) 提出書類の記入において平成28年度松山市公営企業局競争入札参加者資格を有している者は、届け出ている使用印鑑を押印し、委任登録をしている場合は、受任者情報を記入すること。
- (9) 本募集要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。

事務局

〒791-0101 愛媛県松山市溝辺町65番地

松山市公営企業局 管理部 浄水管理センター

担当：大澤、大上、山本

電話 089-977-0198 / FAX 089-977-0668

メールアドレス： KG-JOUSUI@city.matsuyama.ehime.jp